

平成 15 年度環境報告書基準委員会報告書

平成 16 年 3 月

環 境 省

目 次

委員名簿	(1)
環境報告書作成基準案の策定にあたって	(2)
環境報告書作成基準案	(3)

委員名簿

魚住	隆太	あずさ監査法人環境マネジメント部長
小野	元司	キリンビール株式会社社会環境部長
河野	正男	中央大学経済学部教授
國部	克彦	神戸大学大学院経営学研究科教授
佐藤	泉	弁護士
西堤	徹	トヨタ自動車株式会社環境部企画グループ担当部長
古田	清人	キヤノン株式会社グローバル環境推進本部 環境統括・技術センター副所長
安井	至	国際連合大学副学長

(50音順、敬称略、 : 座長)

(事務局：環境省 総合環境政策局 環境経済課)

環境報告書作成基準案の策定にあたって

環境報告書は、事業者の自主的積極的な環境配慮の取組が社会や市場の中で高く評価されるような条件を整備するための有力なツールのひとつである。環境報告書を作成・公表する事業者は着実に増加しつつあるもののいまだ十分ではなく、今後は、さらなる環境報告書の普及促進と信頼性の向上を図っていくことが重要である。

このため、環境省では、平成 11 年度から環境報告の普及促進を図るための方策について検討を実施しており、平成 15 年 3 月に取りまとめられた「平成 14 年度環境報告の促進方策に関する検討会報告書」において、自主的な参加による環境報告書の第三者レビューの仕組みを整備することが提言され、同時にそのための共通基盤として社会的に合意された環境報告書作成基準の必要性が指摘された。

また、「規制改革推進 3 か年計画（再改定）（平成 15 年 3 月閣議決定）」においても、環境報告書の普及促進を図るとともに、比較可能性及び信頼性の向上を図るため「第三者機関による監査制度」も含めた検討を進めることが指摘されており、「循環型社会形成推進基本計画（平成 15 年 3 月閣議決定）」において、環境経営の推進に係る数値目標として環境報告書を公表する事業者の割合についての政府目標が掲げられている。

こうした各種の提言等を踏まえ、環境省では、企業実務者、学識経験者、審査実務者等から構成される「環境報告書基準委員会」を設置し、環境報告書が最低限満たすべき基本的枠組についての作成基準策定に向けた検討を実施した。今般、平成 15 年 12 月に実施したパブリックコメントの募集に寄せられた御意見も踏まえ、以下のとおりその検討結果を「環境報告書作成基準案」としてとりまとめた。

環境報告書作成基準案

目 次

1 . 本基準案の趣旨	1
2 . 概要	1
3 . 基本的な考え方	2
4 . 環境報告書作成基本文及び注解	4

1 . 本基準案の趣旨

環境報告書は、事業活動に係る環境情報の開示を通じて、事業者の自主的積極的な環境配慮の取組が社会や市場の中で高く評価されるような条件を整備するための有力なツールのひとつである。環境報告書作成基準案は、こうした環境報告書の普及促進と信頼性の向上を図るため、全ての事業者の環境報告書に共通する最低限満たすべき基本的枠組みを示すことを目的として設置された、環境報告書基準委員会における検討によりとりまとめられたものである。

本基準案の検討は、「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」(環境省 平成13年2月)が広く実務に浸透していることを踏まえ、「環境報告書ガイドライン(2003年度版)」(環境省 平成16年3月)への改訂と歩調を合わせて行われ、本基準案は環境報告書ガイドラインのエッセンスを抽出するように配慮されたものである。

(環境報告書を巡る最近の動き)

環境に配慮した事業活動の促進を図るためには、事業者の自主的積極的な環境配慮の取組が社会や市場の中で高く評価されるような条件の整備が必要であることから、中央環境審議会総合政策部会に「環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」(委員長：山本良一 東京大学国際・産学共同研究センター教授)が設置され、平成15年11月より検討が進められた。平成16年2月5日(木)に開催された中央環境審議会総合政策部会(部会長：森嶋昭夫(財)地球環境戦略研究機関理事長)において、同小委員会による「環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について」の報告が了承され、環境大臣に対する意見具申がとりまとめられた。

これらを踏まえて、平成16年3月9日(火)には、環境報告書等による環境情報の開示を進めるとともに、その情報が社会全体として積極的に活用されるように促すため、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案」が閣議決定され、第159回国会に提出された。なお、法案においては、「環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法」として「記載事項等」を定めることが規定されており、今後具体的な内容が検討されることとされている。

2 . 概要

(1) 構成

環境報告書作成基準案は、環境報告書が最低限満たすべき基本的な枠組みを示す「本文」、本文の内容を補足する「注解」、本文のうち「10. 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組状況」を記載する際の参考例を示す「付表」から構成される。

(2) 内容

1. 目的

環境報告書が最低限満たすべき基本的な枠組みを定めるものである。

2. 一般的報告原則

一般的報告原則は、合理的な報告を行うに当たっての基本的な考え方または理念であり、判断に迷った場合などに方向性を確認するための原則が示されている。

3. 環境報告書に含まれる記載事項

事業者の環境配慮に関する状況を概観できるように配慮された、基本的な8つの記載事項を示しているが、さらに事業者の実情に応じて、項目を追加することができる。

対象期間及び対象組織

事業の概況

事業活動における環境配慮の方針等

事業活動への環境配慮の組み込みに関する目標、計画及び実績等の総括

環境マネジメントシステムの状況

環境に関する規制の遵守状況

事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況

環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況

(*)環境負荷の状況は環境パフォーマンス指標を用いて定量的に示すこととされ、具体的な環境パフォーマンス指標は事業者が実情に応じて決定することができる。環境パフォーマンスの集計方法については、未確定な部分もあるため、事業者が採用した測定または算出の方法を記載することとして透明性を高めている。

4. 付表：重要な環境パフォーマンス指標に関する参考例示

環境パフォーマンス指標の参考例として、総エネルギー投入量、水資源投入量、廃棄物等総排出量等を示している。

3. 基本的な考え方

(1) 作成基準の対象

近年、事業者の発行する環境に関する情報を含む報告書は、環境だけでなく、経済的側面、雇用や労働安全衛生などの社会的側面を含め「持続可能性報告書」あるいは「社会・環境報告書」等として発行されるケースが増加しつつある。

そのため、本基準案の取り扱う環境報告書は、報告書の名称を問わず、企業の社会的責任や持続可能性に関する情報を含む場合であっても、環境に関する部分については、本基準案の対象となりうることにしている。この場合、方針、目標などが環境面のみについて設定されたものではないことが想定されるが、それぞれの事項がどの分野についての記載であるかが明確に読み取れるように構成を工夫することが望まれる。

本基準案は、幅広い事業者がこれを準拠することが望ましいが、実務の状況を踏まえて、一定の規模以上の事業者（例えば、株式上場企業や従業員数 500 人以上の非上場企業など）に普及することを当面の目標とする。なお、環境省では中小事業者向けの手法として、別に環境活動評価プログラム（エコアクション 2.1）の普及促進を図っている。（<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>）

（２）環境報告書に記載すべき情報の選択

本基準案においては、環境報告書に記載すべき事項として 8 項目を提示しているが、各項目の具体的な記載内容や対象範囲については、事業者が利害関係者の判断に与える影響の重要性を考慮することを基本的な考え方としている。特に、事業者の事業活動の態様により環境に与える影響が大きく異なる環境パフォーマンスについては、事業者が具体的な指標を選択する際の参考となるように、重要な環境パフォーマンス指標の例を付表に提示することとした。

（３）情報の開示に関する留意点

本基準案では、上記（２）にあるように事業者が記載すべき内容を決定することとしており、環境報告書に掲載すべき情報の測定方法や算出方法、集計範囲等について一律に規定することはしていない。このため、環境報告書の作成事業者においては、例えば、環境パフォーマンスの集計結果だけでなく、その測定方法や算出方法、集計範囲についても集計方針として明確に記載することとした。

合理的な測定又は算出の方法の考え方が複数存在する場合があること、及び実務の発展に伴い、より精緻な方法、より広範な集計範囲へと変化する例が多く見られることにかんがみ、集計方針に変更があった場合には、その変更内容に加えて、変更の理由も記載されることが望ましい。

経営者が重要な環境パフォーマンスと認識していても、情報システムの不備などにより、そのためのデータ把握が困難であるときには、集計にあたっての前提条件を明確にする、あるいは集計を開始する年度の目標を示す、などによって重要な環境パフォーマンスの取扱いを明らかにすることが望ましい。

環境報告書を連結単位で作成する事例が増加していることを踏まえ、本基準案では連結の範囲の考え方を示しており、単純に連結財務諸表における連結の範囲と同一とするのではなく、連結グループ全体の事業活動に伴う環境負荷の状況を考慮することとした。

4 . 環境報告書作成基準本文及び注解

- 目 次 -

第一 総則	5
1 . 目的	5
2 . 一般的報告原則	5
第二 環境報告書の記載事項	6
3 . 環境報告書に含まれる記載事項	6
4 . 対象期間及び対象組織	7
5 . 事業の概況	8
6 . 事業活動における環境配慮の方針等	8
7 . 事業活動への環境配慮の組み込みに関する目標、計画及び実績等の総括	8
8 . 環境マネジメントシステムの状況	8
9 . 環境に関する規制の遵守状況	9
10 . 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況	9
11 . 環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況	10
(注解1 - 1 : 本基準で取扱う環境報告書の範囲)	5
(注解2 - 1 : 重要性と適時性)	5
(注解2 - 2 : 正確性、実質性、網羅性、中立性)	5
(注解2 - 3 : 理解容易な表現)	6
(注解2 - 4 : 比較の基礎となる情報)	6
(注解2 - 5 : 検証可能な情報)	6
(注解3 - 1 : 追加的記載事項)	6
(注解4 - 1 : 基準日)	7
(注解4 - 2 : 後発事象)	7
(注解4 - 3 : 重要性の乏しい組織)	7
(注解4 - 4 : 連結の範囲)	7
(注解4 - 5 : 対象組織の変更)	7
(注解5 - 1 : 事業の内容)	8
(注解5 - 2 : 主要な経営指標)	8
(注解7 - 1 : 計画の達成状況に関する分析・検討内容)	8
(注解8 - 1 : 連結グループの環境マネジメントシステム)	8
(注解9 - 1 : 重要な法規制等違反の有無)	9
(注解9 - 2 : 重要な訴訟等)	9
(注解10 - 1 : 環境負荷の全体像)	9
(注解10 - 2 : 重要な環境パフォーマンス)	9
(注解10 - 3 : 環境パフォーマンスの集計方針)	10
(注解10 - 4 : 連結数値の集計)	10
(注解11 - 1 : 環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況)	10
付表 重要な環境パフォーマンス指標に関する参考例示	11

基準本文	注解
<p>第一 総則</p> <p>1. 目的</p> <p>本基準は、事業者が環境情報を総合的に報告するための共通の指針として用いられる基準であり、環境報告書が最低限満たすべき基本的な枠組みを定めることを目的とする。</p> <p>2. 一般的報告原則</p> <p>一般的報告原則は、合理的な報告を行うに当たって報告内容に共通するもの又は報告全般にわたる基本となるべきものであり、以下の原則からなる。</p> <p>目的適合性</p> <p>環境報告書は、事業者の事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動への環境配慮の組み込み状況に関して、利害関係者の判断に資する有用な情報を提供しなければならない。</p> <p>信頼性</p> <p>環境報告書は、信頼できる情報を提供しなければならない。</p>	<p>(注解1 - 1:本基準で取扱う環境報告書の範囲)</p> <p>本基準で取扱う環境報告書とは、その名称及び公表媒体を問わず、事業活動における環境配慮の方針、計画、環境マネジメントシステム、環境負荷の状況等に関する情報を事業者が定期的に報告するものとする。企業の社会的責任や持続可能性に関する情報を含む場合であっても、その環境に関する部分は、本基準の対象となりうる。</p> <p>(注解2 - 1:重要性と適時性)</p> <p>目的適合的であるかどうかは、利害関係者の判断に与える影響の重要性を考慮して決定される。したがって重要性の乏しい環境情報に関しては、本来の厳密な測定又は算出の基準によらない方法や一部の環境情報の開示を省略することが認められる。</p> <p>また、環境情報が有用であるためには、利害関係者に対して適切なタイミングで提供される必要がある。</p> <p>(注解2 - 2:正確性、実質性、網羅性、中立性)</p> <p>環境報告書の信頼性が確保されるためには、記載された環境情報に誤りがなく正確であること、事業活動に伴う環境負荷の状況の実態に即して実質的な情報を提供すること、本基準に定められた記載項目が網羅されていること、意図的に偏った印象を与えるような表現を排</p>

<p>理解容易性 環境報告書は、利害関係者の誤解を招かないように、理解容易な情報を明瞭に提供しなければならない。</p> <p>比較容易性 環境報告書の記載事項は、事業者の各対象期間を通じて比較可能であり、かつ、異なる事業者間を通じても一定の範囲で比較の基礎となる情報を提供しなければならない。</p> <p>検証可能性 環境報告書の記載事項は、前提条件と根拠が明らかにされ、客観的立場から検証可能でなければならない。</p> <p>第二 環境報告書の記載事項 3 環境報告書に含まれる記載事項 環境報告書には、少なくとも以下の事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象期間及び対象組織 事業の概況 事業活動における環境配慮の方針等 事業活動への環境配慮の組込みに関する目標、計画及び実績等の総括 環境マネジメントシステムの状況 環境に関する規制の遵守状況 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況 環境負荷の低減に資する製品、サ 	<p>除した中立的な記述がなされていることが必要である。 (注解2 - 3 : 理解容易な表現) 情報が理解容易であるためには、できる限り簡潔な表現が求められるが、内容が複雑であっても必要な情報は適切に提供される必要がある。例えば、不確実性を伴う情報を提供する場合には、不確実な性質、対象範囲、判断根拠等を明記すべきである。 (注解2 - 4 : 比較の基礎となる情報) 環境報告書に記載される環境情報は独立した多岐の項目にわたるため、事業者の業種業態、あるいは取組の内容が異なる場合には単純に統一することは困難である。しかし、社会的に合意された一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準に準拠して記載された情報は、利害関係者の誤解を招きにくく、比較の基礎となる情報となりうる。 (注解2 - 5 : 検証可能な情報) 検証可能な情報とは、異なる専門家が同一の前提条件、根拠、基準及び方法等に依拠した場合に、事実上同一の結果となるような情報をいう。</p> <p>(注解3 - 1 : 追加的記載事項) 事業者は、環境報告書の環境情報を充実させるために、本基準で定める記載事項以外に、例えば環境に配慮した新技術等の研究開発の状況や環境会計情報等を追加的に記載することができる。</p>
---	--

ービス等の状況

4 . 対象期間及び対象組織

事業者は、環境報告書の対象期間を記載しなければならない。

事業者は、環境報告書の対象組織を記載しなければならない。対象組織は、事業者の単独組織単位又は連結グループを単一の組織体とみなした連結単位のいずれかを事業者が選択することができる。

(注解 4 - 1 : 基準日)

対象期間は、事業者が定めた事業年度末日を基準日とし、当該基準日の前基準日の翌日から当該基準日までとする。

基準日を変更した場合は、変更の旨を記載する。

(注解 4 - 2 : 後発事象)

基準日の翌日から環境報告書の発行日までに、重要な法規制等の違反の判明、重要な訴訟事件等の発生又は決着、その他利害関係者の判断に影響を及ぼす可能性のある重要な事実が発生した場合には、その内容、今後の見通し等を重要な後発事象として、環境報告書に記載する。

(注解 4 - 3 : 重要性の乏しい組織)

利害関係者の判断に影響を及ぼさない程度に重要性の乏しい部門、事業所は、環境パフォーマンスの集計範囲から除くことができる。

また、連結単位の環境報告書を作成する場合には、同様に重要性の乏しい子事業者等を連結対象から除くことができる。

(注解 4 - 4 : 連結の範囲)

連結単位の環境報告書を作成する場合には、原則として連結グループの事業活動に伴う環境負荷の状況を考慮して、事業者が連結の範囲を決定する。

環境報告書には、連結対象とした子事業者等の総数及び主な子事業者等名を記載する。

(注解 4 - 5 : 対象組織の変更)

対象組織を変更した場合は、変更の旨、変更された主な部門又は事業所名を記載する。

連結対象とした子事業者等を変更した場合は、変更の旨、増加及び減少の数、並びに変更された主な子事業者等名を記載する。

<p>5 . 事業の概況 事業の概況には、事業の内容、主要な経営指標を記載しなければならない。</p> <p>6 . 事業活動における環境配慮の方針等 事業活動における環境配慮の方針等には、事業者が組織として決定した方針又は基本理念を記載するとともに、経営責任者自身の認識又は見解を記載しなければならない。</p> <p>7 . 事業活動への環境配慮の組込みに 関する目標、計画及び実績等の総括事業活動への環境配慮の組込みに関する計画の概要には、達成目標、目標時期、対象期間末までの達成状況等について可能な限り定量的に記載しなければならない。</p> <p>8 . 環境マネジメントシステムの状況 環境マネジメントシステムの状況には、環境管理全般に関する内部統制システムの整備運用状況を記載しなければならない。</p>	<p>(注解 5 - 1 : 事業の内容) 事業の内容には、主要な事業の種類 (業種業態) 及び事業活動の範囲 (活動拠点) について、事業活動に伴う環境負荷や事業活動への環境配慮の組込み状況との関連を含めて具体的に、かつ、分かりやすく記載する。 (注解 5 - 2 : 主要な経営指標) 主要な経営指標には、売上高、当期純損益、総資産、従業員数等の直近 3 対象期間の推移を記載する。</p> <p>(注解 7 - 1 : 計画の達成状況に関する分析・検討内容) 計画の達成状況に関する分析・検討内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。 計画の達成状況に関する分析・検討内容には、例えば、主要な目標を達成できないと判断した場合の経緯と要因についての分析、今後の取組方針や新たな目標に係る情報等がある。 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は環境報告書発行日現在において判断したものである旨を記載する。</p> <p>(注解 8 - 1 : 連結グループの環境マネジメントシステム) 連結単位の環境報告書を作成する場合、連結グループの環境マネジメントシステムの状況に代えて、事業者の単独組織における状況を記載することができる。その場合には、その旨を記載する。</p>
---	--

<p>9 . 環境に関する規制の遵守状況</p> <p>環境に関する規制の遵守状況には、事業活動との関係が強い環境に関する重要な法規制等の違反の有無、環境に関する重要な訴訟事件等の状況を記載する。</p>	<p>(注解 9 - 1 : 重要な法規制等違反の有無)</p> <p>重要な法規制等の違反の有無の記載に当たっては、法規制違反又は協定違反等につき規制当局から指導、勧告、命令、処分等を受けた場合等においては、その内容、改善の状況、再発防止に向けた取組を記載し、そうした事項がない場合には、その旨を記載する。</p> <p>(注解 9 - 2 : 重要な訴訟等)</p> <p>重要な訴訟事件の発生、その他環境に関する特有の法的規制又は取引慣行の存在等、利害関係者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項がある場合、具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔にその内容を記載し、そうした事項がない場合には、その旨を記載する。</p>
<p>10 . 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況</p> <p>事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況には、事業活動に伴う環境負荷の全体像及び重要な環境パフォーマンスを記載しなければならない。</p>	<p>(注解 10 - 1 : 環境負荷の全体像)</p> <p>事業活動に伴う環境負荷の全体像は、資源、エネルギー等の循環の観点から可能な限り図表等を活用して、分かりやすく、かつ、簡潔に記載する。</p> <p>(注解 10 - 2 : 重要な環境パフォーマンス)</p> <p>重要な環境パフォーマンスは、環境パフォーマンス指標のうち定量的情報及び改善に向けた取組の状況を記載するとともに、重要な環境パフォーマンスに関する分析・検討内容を記載する。</p> <p>重要な環境パフォーマンス及びそれを把握するための指標である環境パフォーマンス指標は、事業活動、製品及びサービス等が環境に与える影響を考慮して、事業者が選択する。その場合、選択に当たっての基本的な考え方を記載する。(付表参照)</p> <p>利害関係者が適正な判断を行うことができるように重要な環境パフォーマンスに関する分析・検討内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>分析・検討内容には、例えば、環境パフォーマンスの著しい改善又は悪化の</p>

<p>11. 環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況</p> <p>環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況には、すでに市場に提供されている環境に配慮した製品、商品、サービスの状況を記載しなければならない。</p>	<p>要因についての分析、環境パフォーマンスに重要な影響を与える可能性のある新技術や新設備の導入に係る情報等がある。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は環境報告書発行日現在において判断したものである旨を記載する。</p> <p>(注解10-3:環境パフォーマンスの集計方針)</p> <p>重要な環境パフォーマンスの記載に当たっては、対象組織や対象分野などの集計範囲を記載するとともに、測定又は算出の方法を記載する。</p> <p>環境パフォーマンスによって、対象期間、対象組織が環境報告書全体の対象範囲と異なる場合には、各々の環境パフォーマンスごとに対象期間、対象組織を記載する。</p> <p>環境パフォーマンスの種類、集計範囲、測定又は算出の方法を変更した場合は、変更の旨及び変更された内容を記載する。</p> <p>(注解10-4:連結数値の集計)</p> <p>環境パフォーマンスの連結数値を集計するに当たっては、親事業者の数値と子事業者の環境パフォーマンスの数値をすべて合算し、連結グループ内の相互間における取引に係る項目は、消去する。例えば、子事業者から親事業者が原材料を購入する場合、子事業者の総販売量と親事業者の総物質投入量は相殺される。</p> <p>(注解11-1:環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況)</p> <p>環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況は、環境負荷の低減に資する主要な製品、商品、サービスの販売額又は販売量及び環境に配慮した機能の概要を可能な限り定量的に記載する。</p>
--	--

付表 重要な環境パフォーマンス指標に関する参考例示

(本付表の取扱い)

本付表は、事業者が重要な環境パフォーマンス指標を選択する(注解10-2)際の参考例を示すものである。したがって、本付表に示された環境パフォーマンス指標は、必ず開示すべきことを示唆するものではなく、同様にここに示されたもの以外の環境パフォーマンス指標の開示を妨げるものではない。

選択された指標については集計方針を示すこととされている(注解10-3)が、実務上は対象範囲を限定し、あるいは簡便な測定又は算出の方法を用いるなど実態に即して行えばよいものであり、本付表の例示は集計方法を規定するものではない。

選択された指標については、その内容を補うために主な内訳を示すことが望ましい。

名称	単位	内容等
総エネルギー投入量	メガジュール (MJ)	事業活動に投入した電気及び各燃料等の使用量の合計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳の例：エネルギーの種類別(購入電力、化石燃料、新エネルギー等) ・ 記載単位の例：電力量についてキロワット時(kWh) ・ 簡便な集計対象の例：消費電力量及び購入燃料のみ ・ 熱量換算の参考：「エネルギー源別発熱量表」(資源エネルギー庁)
総物質投入量	トン (t)	エネルギー及び水を除く資源で、事業活動に直接投入された物質量の合計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳の例：資源の種類別(金属、プラスチック、ゴム等及びそれらの内の再利用・再資源化されたもの) ・ 簡便な集計対象の例：主要な原材料のみ ・ 記載単位の例：その他実務上用いている単位 ・ 対象外の例：同一事業所内部で循環的な利用がなされている量
水資源投入量	立方メートル (m ³)	事業活動に伴う水の使用量及び利用量の合計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳の例：水源の別(上水、工業用水、地下水等) ・ 簡便な集計対象の例：メーター測定が可能な量のみ ・ 対象外の例：同一事業所内部で循環的な利用がなされている量

名称	単位	内容等
温室効果ガス 排出量	二酸化炭素 量に換算し たトン (t-CO ₂)	事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の合計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳の例：温室効果ガスの種類別、排出活動源別 ・ 簡便な集計対象の例：エネルギー由来の二酸化炭素排出量のみ ・ 二酸化炭素量への換算の参考：地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化係数
化学物質排出 量及び移動量	トン (t)	事業活動に伴う主要な化学物質別の排出量及び移動量 <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡便な集計対象の例：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R法)の規定に基づく第1種指定化学物質のうち排出量及び移動量のうち主なもの、個別に規制された化学物質のみ ・ 個別に規制された化学物質の例：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類、その他大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等に個別に規制された化学物質
総販売量	トン (t)	事業活動に伴い実現した製品及び商品の販売量の合計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳の例：製品群別又は商品群別 ・ 簡便な集計対象の例：主要な製品又は商品のみ ・ 記載単位の例：その他実務上用いている単位
廃棄物等総排 出量	トン (t)	事業活動に伴い発生した廃棄物等の排出量の合計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳の例：一般廃棄物(そのうちの特別管理一般廃棄物)又は産業廃棄物(そのうちの特別管理産業廃棄物)の排出量の区分、廃棄物最終処分量 ・ 簡便な集計対象の例：産業廃棄物管理票により集計した産業廃棄物のみ ・ 対象外の例：設備の建替等に伴う建設廃材
総排水量	立方メー トル (m ³)	事業活動に伴い発生した排水量の合計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳の例：排出先別(公共用水域、下水道等) ・ 簡便な集計対象の例：メーター測定が可能な量のみ

(発行)

平成 16 年 3 月

環境省総合環境政策局環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5521-8240 FAX : 03-3580-9568

E-mail : e-report@env.go.jp

ホームページ <http://www.env.go.jp/>